

# 肉用牛分野のアニマルウェルフェアの推進

---

# 本日のアジェンダ

---

1. アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の発出
2. AW指針の概要
3. 実施状況調査
4. アニマルウェルフェアの向上に資する調査・研究

## 1. アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の発出

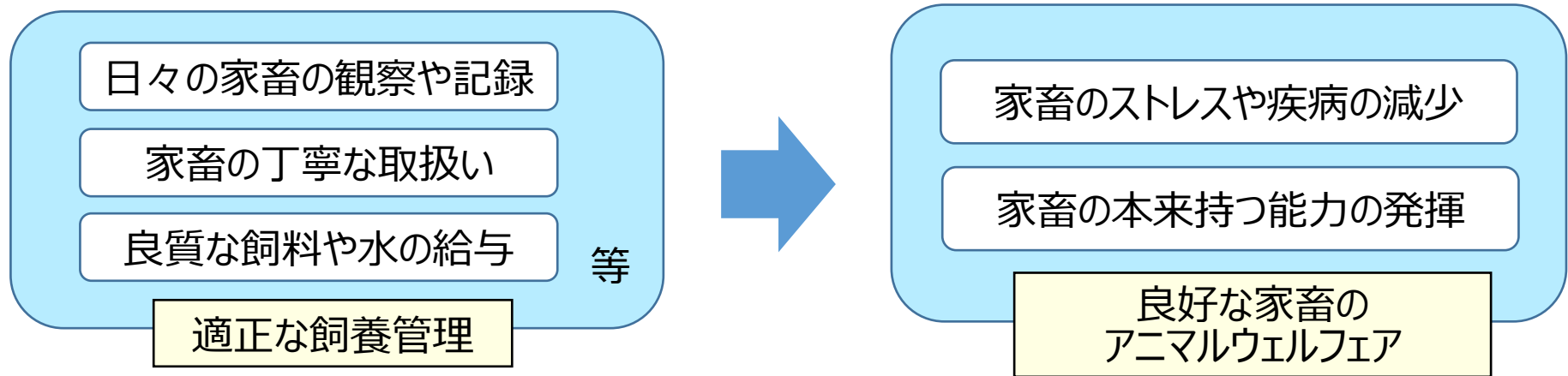
---

# 家畜のアニマルウェルフェア（Animal Welfare）とは

ウオア

国際獣疫事務局（WOAH）※のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- 「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義するとともに、
- 「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指標とされている。



## 「5つの自由」とは

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

※ 我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関  
これまで、略称は「OIE」が使用されていたが、「WOAH」を使用することが決まったため、  
農林水産省では、令和5年8月以降、「WOAH」と表記

# 国際獣疫事務局（WOAH）について

（WOAH: World Organisation for Animal Health）

- WOAHは、牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関。
- 主な活動として、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の動物疾病の防疫や薬剤耐性（AMR）対策などへの技術支援、動物・畜産物の貿易、**アニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定**等を行っている。
- 世界貿易機構（WTO）の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」が発効し、この協定においてWOAHは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準設定機関として位置付けられている。

本部所在地：フランス・パリ

設立年月日：1924年（大正13年）1月25日

日本の加盟年月日：1930年（昭和5年）1月28日

加盟国数：183か国・地域（2024年現在）

事務局長：エマニュエル・スベラン（2024年5月就任、フランス出身）

組織：総会、理事会、事務局、専門委員会、地域委員会、地域代表事務所、リファレンスセンター（リファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター）から構成される。この他に専門家によるワーキンググループ、必要に応じて設置されるアドホックグループがある。



# WOAHコード（陸生動物衛生基準）

WOAHコードは、国際貿易、動物衛生措置及びアニマルウェルフェアに関する国際基準であり、WOAH加盟国が疾病予防と管理体制についての国内規制を検討する際に参照されるべきものとされている。

<2023年版>

## 第1巻：一般規定

|     |                  |
|-----|------------------|
| 第1部 | 疾病診断、サーベイランス及び通報 |
| 第2部 | リスク分析            |
| 第3部 | 獣医サービスの質         |
| 第4部 | 疾病の予防及び防疫        |
| 第5部 | 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明 |
| 第6部 | 獣医公衆衛生           |
| 第7部 | アニマルウェルフェア       |

## 第2巻：WOAHリスト疾病に対する勧告

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 第8部     | 複数の動物種に感染する疾病                |
| 第9部～16部 | ミツバチ、鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚、ラクダの疾病 |

| 章      | 内容                      |
|--------|-------------------------|
| 第7.1章  | アニマルウェルフェアの勧告の序論        |
| 第7.2章  | 動物の海路輸送                 |
| 第7.3章  | 動物の陸路輸送                 |
| 第7.4章  | 動物の空路輸送                 |
| 第7.5章  | 動物のと畜                   |
| 第7.6章  | 疾病の管理を目的とした動物の殺処分       |
| 第7.7章  | 犬の個体数管理                 |
| 第7.8章  | 研究及び教育における動物の使用         |
| 第7.9章  | アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム   |
| 第7.10章 | アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム |
| 第7.11章 | アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム   |
| 第7.12章 | 役用馬のウェルフェア              |
| 第7.13章 | アニマルウェルフェアと豚の生産システム     |
| 第7.14章 | 革、肉その他の製品のためのは虫類の殺処分    |

※ 新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については令和3年5月のWOAH総会において採択に付されたが、投票の結果、採択されなかった。

# アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

## これまでの通知・指針

- アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、**基本的な考え方**については農林水産省から**畜産振興課長通知**を発出し、**畜種ごとの飼養管理方法**については**(公社)畜産技術協会等が民間の自主的な指針**を作成し、公表してきた。
- 他方、協会の指針は、WOAHコードを踏まえているものの、「実施が推奨される事項（should）」、「将来的な実施が推奨される事項（desirable等）」の区分が明確になっていない等の課題があった。

見直し



## 国による新たな指針

- 畜産物の輸出拡大やSDGsへの対応などの国際的な動向を踏まえ、**我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準**とすべく、**WOAHコード（採卵鶏はその案）に基づき**、国として指針を示すこととした。
- 国の指針は、WOAHコードに沿って、各畜種ごとの飼養管理等について「**実施が推奨される事項**」と「**将来的な実施が推奨される事項**」が明確になるよう取りまとめ、**畜産局長通知**として発出した（令和5年7月26日）。
- 今後は、**実施状況を国がモニタリング**し、その結果も踏まえ、「**実施が推奨される事項**」について、**事項毎に適切な達成目標年を設定**する。将来的に、可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化していくこととする。

# 「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について（令和5年7月26日付畜産局長通知）」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード（採卵鶏はその案）により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。

## 飼養管理における一般原則：

- アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、我が国の高温多湿な気候、和牛や地鶏などの固有の家畜の特性にも適合しながら、家畜に快適な環境を整え、家畜の健康を維持するために、家畜の飼養者がアニマルウェルフェアの原則である「5つの自由」を理解し、日々の観察や記録、丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、弛まぬ努力と改善を行うことであり、特定の施設や設備を整備することのみで達成されるものではない。

## 家畜の管理者、飼養者等の責務：

- 管理者、飼養者等は、家畜の生態、習性、行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識と技術を身に付けるための適切な経験を積み、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得できるようにする。

# アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理のポイント

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、特定の施設や設備の導入が求められるものではなく、家畜の健康を保つため、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。

家畜の健康状態を把握するための  
毎日の観察や記録

飼養スペースの適切な管理・設定

家畜の丁寧な取扱い

家畜にとって快適な  
温度の保持

良質な飼料や水の給与

家畜の快適性に  
配慮した飼養管理

適切な換気

畜舎等を清潔に保つための  
清掃・消毒

有害動物等の防除、駆除

良好なアニマルウェルフェアの実現

## 2.AW指針の概要

---

- 肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針
- 家畜の輸送に関する技術的な指針
- 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針

# 「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1 管理方法

### 【実施が推奨される事項】

- 除角と去勢を行う際は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、
  - 除角は角が未発達な時期（生後2か月以内）に実施し、それ以降は常に麻酔薬等を使用。
  - 去勢は生後3か月以内に実施し、それ以降は必要と判断された場合は麻酔薬等を使用。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 鼻環の装着後は過度に捻る等不適切な使用はしない。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

## 第2 栄養

### 【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 脂肪交雑を高めるため、ビタミンAの給与量を制御する場合、「日本飼養標準」等を参照し、栄養の適切な給与に注意する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

### 【蹄の管理】



### 【飼料、水】

#### （指標となる行動）

牛の中で強い行動欲求がある正常行動の1つに反芻があります。粗飼料を給与されない場合、偽咀嚼行動が発現し、更には舌遊び行動という常同行動の発現も誘発されます。

全ての個体が舌遊び行動をとるというものではありませんが、粗飼料不足の1つの指標となりますので、この行動が見られた際には粗飼料給与量を増やすなどの対応策を考えることが望まれます。

#### ・舌遊び行動



出典：（公社）畜産技術協会  
「アニマルウェルフェアの実践に向けて（肉用牛）」

# 「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第3 牛舎

### 【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- 放し飼い方式では、牛同士の闘争や競合による損傷が発生する可能性があるため、よく観察するとともに、飼養密度や牛群の編成に注意する。
- 追い込み柵、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起がないよう設計し、管理する。

## 第4 牛舎の環境

### 【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合は、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に常に新鮮な空気を供給できるように設計する。

## 第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

## 第6 肉用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

## 【構造】

### （対策の一例）

畜舎や放牧地には、家畜にとって様々な危険な場所が存在します。どの種類の家畜も探査する欲求が強くあります。

牛の場合、特に鼻環を付けている時は、様々な場所に鼻輪を引っ掛けてしまう可能性があるため細心の注意が必要となります。

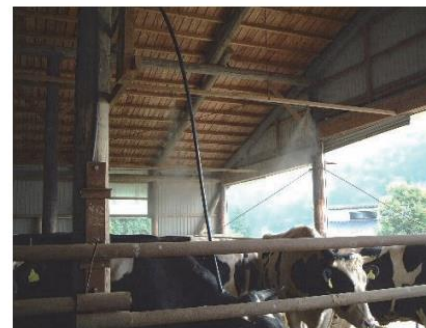
また、追い込み柵などでは、牛が突進する場合も多いので、単管パイプの切り口は極めて危険なため、プラスチックカバーなどで保護する必要があります。

・単管パイプにプラスチックカバーを装着



## 【牛舎の環境】

・スプリンクラーの設置



・直下方向の換気扇による換気と除湿



出典：（公社）畜産技術協会  
「アニマルウェルフェアの実践に向けて（肉用牛）」

# 牛の除角について

実施の時期は、確実な処置を行うため、角根部を触ると角が分かるようになる時期以降で、除角によるストレスが少ない焼きごてでの実施が可能であり、**角が未発達な時期である遅くとも生後 2 か月以内とし、確実に保定した上で処置する。**

(肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針より抜粋)



自作した除角専用の保定器



子牛の頭が動かないように確実に保定することが重要です



電気コテで角芽の周囲（円を描くように回しながら）焼き切り、芯（角芽）を取ります



左：芯（角芽）が取れたら角の根元の皮膚を焼くと同時に止血します  
右：角芽除去後は抗生剤を塗ります  
左上：摘芽された角芽（1.5cm 程度）



器具の温度が低下することを防ぐため、角芽を除去することにより焦げた被毛を取り除くための掃除をします

## 〔摘芽用の焼絡器具〕



電気式の除角器

牛舎等の電気が確保できる場所で行う際には、温度が比較的安定して使いやすい



ガスバーナー式の除角器

角の大きさや切り方によって、先端の形状を変えることができるタイプのもの



焼きごて式の除角器

七輪で炭を熱してコテを赤くなるまで熱します。角の大きさや切り方によって焼絡のための先端の形状が違います  
焼絡のために角にあてることで温度が下がるので複数のコテを準備する方がよいです

出典：（公社）畜産技術協会  
「快適性に配慮した肉用牛の飼養管理」

# 牛の去勢について

当該牛の品種及び飼養方法にとって可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法及び時期について獣医師の指導を求め、（中略）**生後3か月以内に行う**こととし、3か月齢を超える場合、なるべく早期に行う。また、3か月齢を超える牛を去勢する場合、麻酔や鎮静について獣医師の指導を求め、**必要と判断された場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う**。

（肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針より抜粋）

## 【事例紹介】鎮痛剤を使用した去勢（北海道）

北海道名寄市の牧場では、獣医師に去勢の方法を相談したところ、鎮痛剤を使用した観血法を提案されました。

現在、去勢は獣医師に依頼しており、5～6か月齢時に観血法で実施して、去勢時には鎮静剤と鎮痛剤を併用しています。

具体的には、キシラジンの筋肉内注射による鎮静の後、鎮痛剤であるメロキシカムを皮下投与し、精索に局所麻酔のためのリドカインを注射してから、陰嚢を切開して、辜丸を露出させます。その後、去勢専用の器具を用いて辜丸を切除し、術後にペニシリンを注入しています。

鎮痛剤（メロキシカム）の皮下注射は、手術時の鎮痛だけでなく、術後の鎮痛も目的として投与しています。メロキシカムの作用は長い（約28時間）ため、手術直後～翌日の疼痛コントロールも可能となります。

牧場主は、「鎮痛剤を併用するようになってから、子牛は去勢当日の夕方にも食欲がみられるようになった。」「子牛は出荷までの期間が限られているため、去勢後の食欲の落ち込みや増体の遅れがないことは子牛の成長に大切なことだ」と話をされていました。

牧場にとって、麻酔・鎮痛のための薬品代や手技代が別途必要となりますが、去勢後の増体など生産的なメリットが見られれば需要が増えると考えられます。

また、この牧場を担当している名寄家畜診療所（北海道農業共済組合）によると、この牧場での取組みを知った管内の他の牧場が去勢後の子牛の餌の食い込みの良さなどのことを聞いて、去勢の際に鎮痛剤を使用する牧場が増えたと話されていました。

なお、北海道農業共済組合では、新人研修の際に去勢の技術だけでなく、麻酔・鎮痛に関する研修を行っており、地域としての知識の共有を図っているとのこと。



1回目の注射。鎮静剤の投与



2回目の注射。鎮痛剤の投与

## 【牧場主の声】

- 鎮痛剤を併用するようになってから、子牛は去勢当日の夕方にも食欲がみられるようになった。
- 子牛は出荷までの期間が限られているため、去勢後の食欲の落ち込みや増体の遅れがないことは子牛の成長に大切なことだ。

出典：（公社）畜産技術協会  
「快適性に配慮した肉用牛の飼養管理」

# 鼻環について①

鼻環を装着する際、牛へのストレスを極力減らし、可能な限り苦痛を生じさせないように、素早く適切な位置に装着する。また、鼻環に強い力がかかることが想定される場合、頭絡を装着する等の代替措置を検討する。鼻環を装着した後は、過度に捻る等の不適切な使用はせず、誤って牧柵等に鼻環を引っかけて牛が損傷しないよう注意する。

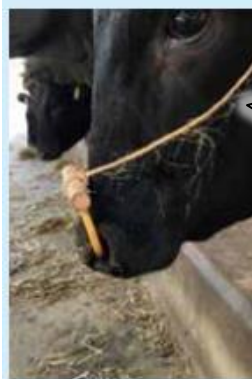
(肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針より抜粋)

## ○ 鼻環に直接綱を接続しない例



鼻環に引き綱を  
通すだけ

## ○ 鼻環を突起物に引っ掛けるリスクを減らすために、 ほぼ綱で鼻環を固定する方法



綱は鼻環を起こした時に鼻筋と  
直角になる程度の余裕をもたせる。

## 鼻環について②

対米・EU輸出施設において、**鼻環の牽引は禁止**。**頭絡の装着**等の対応が必要。

米国連邦規則において、動物に与える苦痛は最小限にすることと規定されており、2020年の米国当局による食肉処理施設の査察時に、施設の所在する敷地内において、鼻環を牽引することは、人道的ではないと米国査察官より指摘。

EU規則において、と畜場において「ロープを使用して角、鼻環又は両脚を拘束、牽引等しないこと」が規定。

※ 鼻環の装着自体や農場における牽引等の取り扱いについては、輸出要綱において規定無し。



鼻環ではなく頭絡につなぐ



(公社) 日本食肉生産  
技術開発センターが  
開発した簡易頭絡



# 「家畜の輸送に関する技術的な指針」の概要

## 第1 家畜の輸送に関する基本事項

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取り扱い、責任を果たす。
- 家畜の輸送中は、家畜取扱責任者を置き、管理者又は運転手等がこれを務める。
- 輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないようにする。
- 輸送にかかる総時間は最小限となるようにする。

## 第2 輸送の準備

### 【実施が推奨される事項】

- 輸送する家畜の管理、積込み及び積下ろしの場所や予定時刻等を含んだ輸送行程計画を作成する。
- 輸送前に全ての家畜の健康状態や損傷の有無等を確認し、輸送が過度な負担にならないかなど輸送への適合性を判断する。

## 第3 輸送する家畜の管理方法

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の積込み及び積下ろしの際、家畜の嫌がる取扱いは避け、十分な時間を確保して作業する。
- 長時間の輸送の場合は、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに休息を与えるようにする。
- 輸送中の家畜の状況を定期的に観察する。

## 第4 輸送中の環境

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜にとって暑すぎる場合は、直射日光を防ぐ等の暑熱対策を、寒すぎる場合は、隙間風の防止等の寒冷対策を講じる。
- 輸送中の騒音は、可能な限り小さくし、家畜が不快に感じる臭いを可能な限り防止する。

## 第5 輸送のための施設等の構造

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に使用する車両等は輸送する家畜に適した構造及び設備を備え、家畜の適切な取扱いを可能なものとする。

## 第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される事項】

- 天候悪化等による遅延や車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康等への悪影響を可能な限り小さくするため、危機管理マニュアル等を作成する。

## 第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標

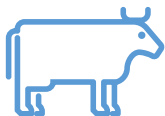
- 家畜の輸送に関わる全ての者が、輸送の責任を果たすための測定指標として列挙。

# 輸送時の家畜への配慮

輸送が家畜にとって過度な負担にならないように配慮するとともに、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性等を考慮し、不要なストレスを与えないようにすることが重要である。（中略）

家畜の取扱いや輸送に当たって、当該家畜の行動様式を考慮する。アニマルウェルフェアが損なわれることを避けるため、群を構成して輸送する場合、同じ品種、体格の家畜又は飼養時に同じ群で飼養されている家畜で群を構成し、互いに傷つけ合う可能性のある家畜や攻撃的な家畜、異なる畜種を混在させない。

（家畜の輸送に関する技術的な指針より抜粋）



- 群れを好み、単独にされると動揺することがある。
- 社会的序列は、通常 2 歳頃に確立される。複数の群が混合されると、社会的序列が再確立されなければならず、新たな序列が確立されるまで闘争が起こり得る。
- 群がるとパーソナルスペースを維持しようとするため闘争が増加し得る。
- 成長した雄牛は、少なくとも 6 m<sup>2</sup>のパーソナルスペースを持つ。
- 子牛を連れている雌牛は、非常に防衛的であり、母牛がいる中で子牛を取り扱うことは危険となり得る。
- 通路において行き止まりを避ける傾向がある。



- 視力が弱く、慣れていない環境においては嫌々動くことがある。
- 明るい積込み用仕切りが有効。スロープをうまく通り抜けることが困難であり、スロープを設置する場合には、可能な限り水平で安全な足掛かりを備える。
- 階段をうまく通り抜けることも困難である。
- 見知らぬ豚との混合は、深刻な闘争になり得る。
- 暑熱ストレスへの感受性が高く、輸送中に乗り物酔いになりやすい。

# 給餌・給水・休息について

通常の給餌や給水の間隔よりも長い時間輸送するなど、過度の空腹、口渇、疲労が予測される**長時間の輸送の場合、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに、休息を与えるようにする。**

輸送中に給餌又は給水を行う場合、全ての家畜が畜種、年齢、健康状態、輸送時間、天候等に応じて必要な量を摂取できるようにし、家畜に過度な闘争が起こらないよう、給餌及び給水方法に応じて適切な空間が確保されているかどうかをよく観察し、適切に対応する。

(家畜の輸送にに関する技術的な指針より抜粋)

トラックに給水・給餌用の樋を設置



コンテナ内に給水用バケツを設置



# 輸送中の環境について

家畜の体感温度は、**気温だけでなく、湿度、日射、風速、換気方法及び収容スペース等の影響も受ける**（後略）。

家畜にとって暑すぎる場合、直射日光を防ぎ、扇風機等により送風する、細霧システムを導入する、涼しい夜間に輸送する等の暑熱対策を行い、可能な限り適温を維持する。

家畜にとって寒すぎる場合、隙間風の防止等の寒冷対策を講じる。

（家畜の輸送に関する技術的な指針より抜粋）



直射日光を防ぐための  
寒冷紗



扇風機による送風



暑熱ストレスの  
徴候のある豚

換気のための扇風機を  
設置（船内）



トラックでの待機は喧嘩のリスクもある



# 「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」の概要

※ 家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために実施しなければならない殺処分については、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき行われる。

## 第1 本指針の範囲

- 本指針は、農場内における通常の安楽死の方法等について「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」を補完する。

## 第2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務

### 【実施が推奨される事項】

- 実施者は、安楽死をさせる際に家畜に不要なストレスを与えないため、家畜の身体的構造等の必要な知識及び技術を習得する。
- 実施者は、安楽死をさせる際、自らの安全も考慮して、家畜の保定や安楽死等の作業を行う。

## 第3 農場内における家畜の安楽死計画

- 農場内における安楽死計画を作成する際のポイントを列挙。

## 第4 家畜の取扱い

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の苦痛や不安等を長引かせないため、可能な限り短時間のうちに安楽死させる。
- 安楽死の対象となる家畜を不必要に移動させることは避け、移動が必要な場合は丁寧に扱うとともに、最低限の移動となるように注意する。

## 第5 防疫管理等への配慮

### 【実施が推奨される事項】

- 安楽死は、疾病等のまん延防止のため、防疫管理に配慮した方法で行う。
- 安楽死の実施場所や方法は、周辺地域に影響を及ぼさないように注意するとともに、死体の保管や処理方法を、あらかじめ決めておく。

## 第6 安楽死の手順

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜を安楽死させる場合、直ちに死亡するか、死亡するまでの間の意識喪失状況に直ちに至る方法を用いる。
- 家畜の安楽死の方法として、頸椎脱臼、頭部切断、放血、致死薬物の投与等の方法がある。
- 家畜の農場内における安楽死の方法は、畜種や農場の設備等によって適切な方法が異なることから、それぞれの農場に適した方法を選択する。

### 3.実施状況調査

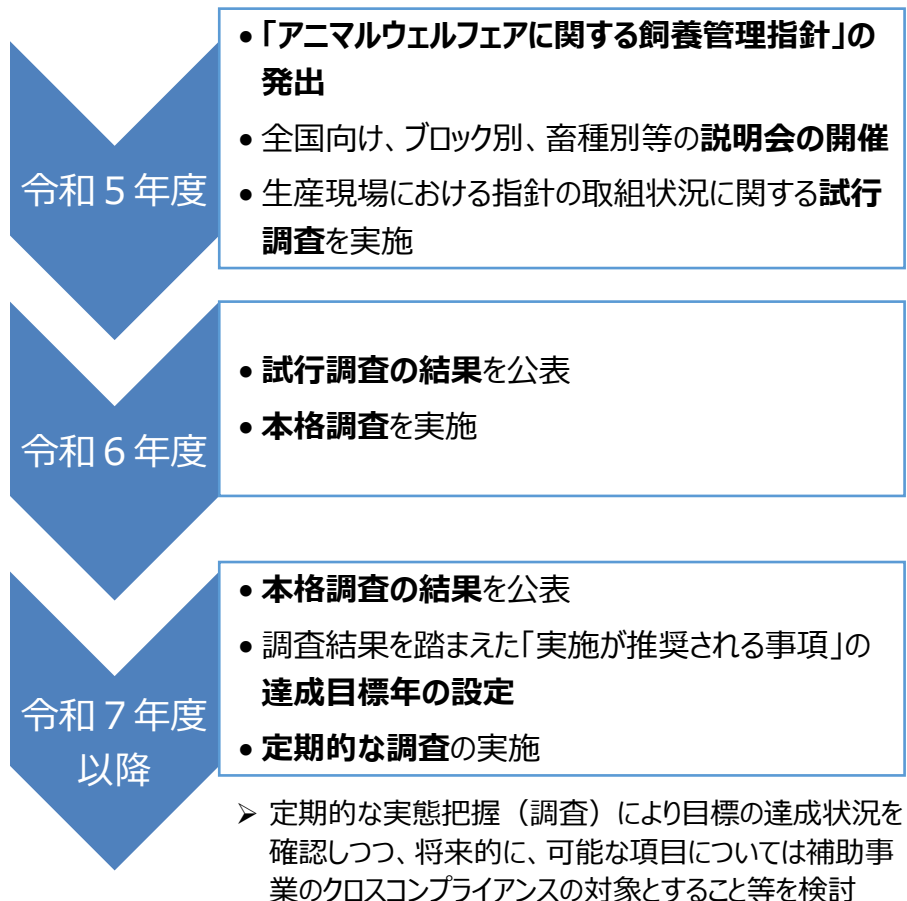
---

# 「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の策定と普及

## これまでの経緯

- 令和5年、「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」を発出。
- 本指針の実施状況について、国が調査を行い、その結果を踏まえ、事項ごとに適切な達成目標年の設定等を検討することとしている。
- 令和6年度、初めての本格調査を実施。

## 【AW推進の取組】



令和6年度の調査結果を令和7年6月27日、農水省HPで公表。  
今年度（令和7年度）、その結果を踏まえ、達成目標（年）を設定する。

# 令和6年度に実施した本格調査について

## 調査概要

### ① 調査対象

乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏  
及び馬の生産者

### ② 調査期間

令和6年11月～令和7年2月

### ③ 調査方法

- AW指針に関するチェックリストを基にした調査票によるアンケート調査。
- 都道府県及び畜産関係団体を通じ、調査票を生産者に配布、オンラインフォームまたは紙により回答回収。
- 回答は設問ごとに「あてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の4択から選択する方式。

### ④ 回答数

約3,700件

(うちオンライン回答：  
約1,000件)

乳用牛：375件

肉用牛：760件

豚：491件

採卵鶏：409件

肉用鶏：1,306件

馬：387件

### チェックリスト (肉用牛)

農林水産省畜産局畜産振興課  
令和5年7月26日(第1版)

記入日： 年 月 日  
記入者：

「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト

このチェックリストは、「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」のうち、アニマルウェルフェアの考え方を満たす飼養管理のために必要な項目である【実施が推奨される事項】を抜粋し、農畜内での飼養管理がアニマルウェルフェアの考え方に対応しているかどうかを定期的にチェックしていただくために作成したものです。

現在、既に行っている「はい」に、行っていない場合は「いいえ」に印を付けてください。「いいえ」である項目については、改善のための検討等を行っていただき、年にとって快適な状態の維持に向けて改善を進めていただくことが必要となります。

1つのチェック項目の時に複数の実施事項がある場合、全て既に行っている場合にのみ「はい」に印を付けてください。

なお、設問等の内容で不明な点がある場合は、指針の本文を御参照ください。

| 第1 管理方法 | 1 観察・記録                                                                       | チェック項目 | はい                       | いいえ                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------|--------------------------|
| ①       | 1日1回以上、飼養環境や健康状態の悪化の兆候がないか確認していますか。(例：牛の体調、採食や反芻の状態、損傷や跛行の発生状況、休息の状況、行動等)     |        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②       | 飼養管理に関する記録(日誌や報告書等)を毎日つけていますか。(例：牛の健康状態、疾病及び事故の発生の有無並びにその原因、繁殖記録、飼料の給与量、気温等)。 |        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| 2 牛の取扱い | チェック項目                                              | はい                       | いいえ                      |
|---------|-----------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ①       | 年に不要なストレスを与える突然的な行動や、不要な痛み、可能な限り丁寧に取扱いしていますか。       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②       | 牛を取り扱う際に使用する道具は、年に不要な痛みを与える可能性のあるものを使用しないようにしていますか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

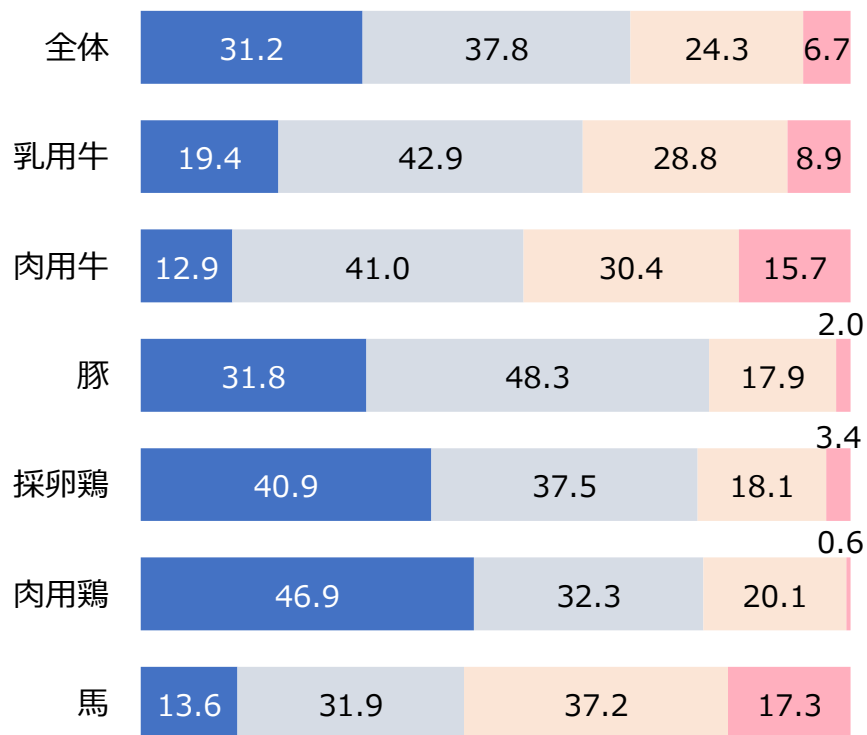
| 第1 管理方法 | 1 観察・記録      | 2 牛の取扱い                  | 3 飼料・水                   | 4 衛生管理                   |
|---------|--------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ①       | 観察の方法や、観察の回数 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②       | 飼料・水の給与方法    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③       | 衛生管理の方法      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

# 生産者におけるAWに関する飼養管理指針の認知度

資料：農林水産省『『アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針』に関する生産現場における取組状況について』をもとに作成。

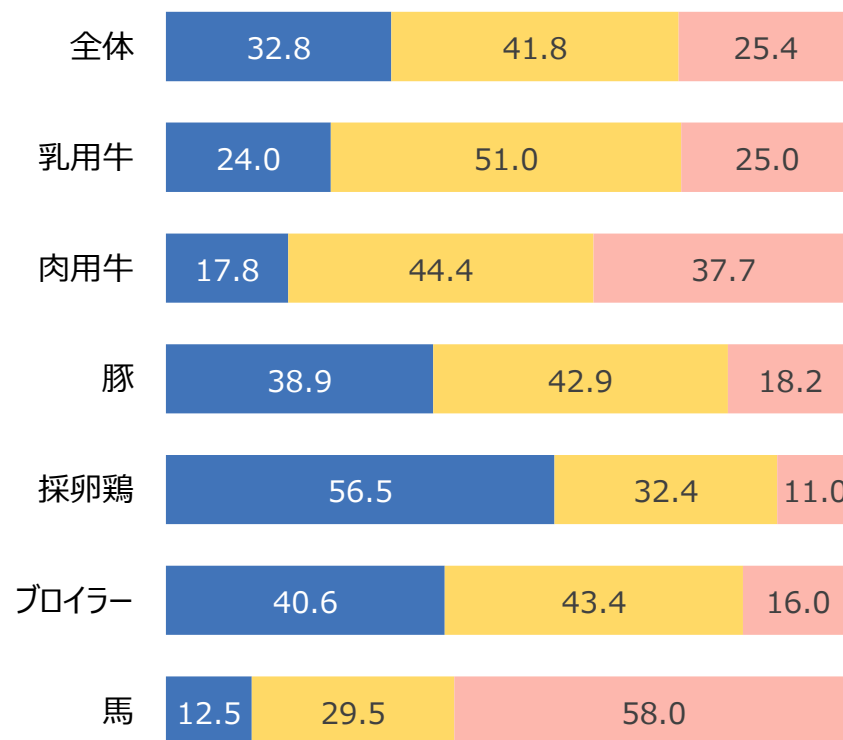
## 【令和6年度本格調査での結果】

■ 知っている      ■ なんとなく知っている  
■ 名前は聞いたことがあるが、  
■ 聞いたこともない  
 どのようなものか知らない



## 【令和5年度試行調査での結果】

■ 知っている      ■ 聞いたことがある      ■ 知らない



- 令和5年度と比べ、指針を知らない（聞いたこともない）人の割合は全体的に減少。
- 両年とも、豚・鶏の生産者の認知度は相対的に高く、牛・馬の生産者では低い傾向。

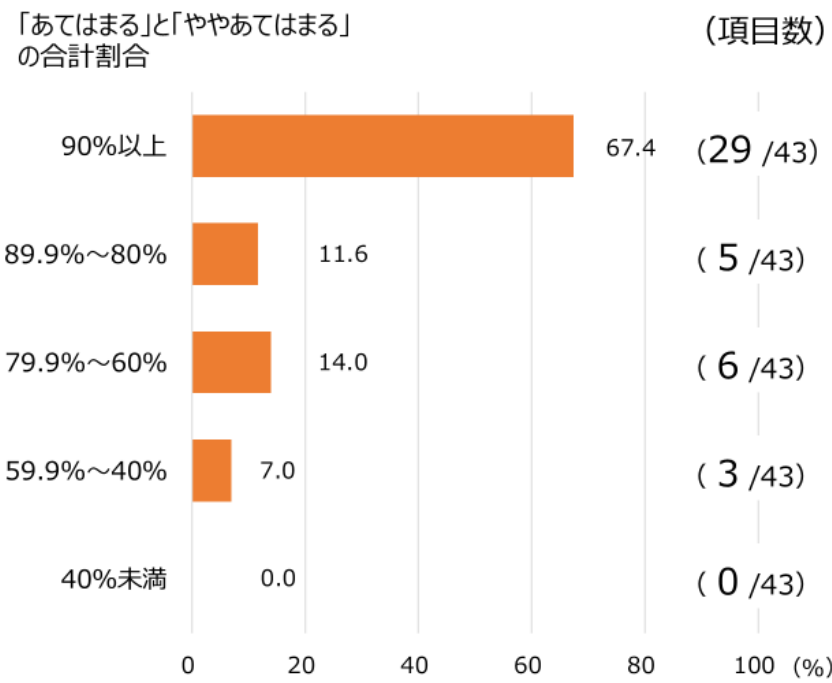
# 令和6年度本格調査の結果の概要

資料：農林水産省『令和6年度に実施した本格調査の結果  
(令和7年6月27日公表)「調査結果の概要」』より抜粋

## 肉用牛の結果

- 本調査は**43の確認項目**について実施し、**総回答数は760件**であった。
- 全項目の約7割において、「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合が90%以上であった。そのうち、「あてはまる」のみの割合は、約50%から約90%と項目ごとに幅があった。
- 実施状況が低い項目としては、「危機管理マニュアル等の整備・習熟」と「発電機など予備システムの点検」等であった。

### 【全項目の達成度】



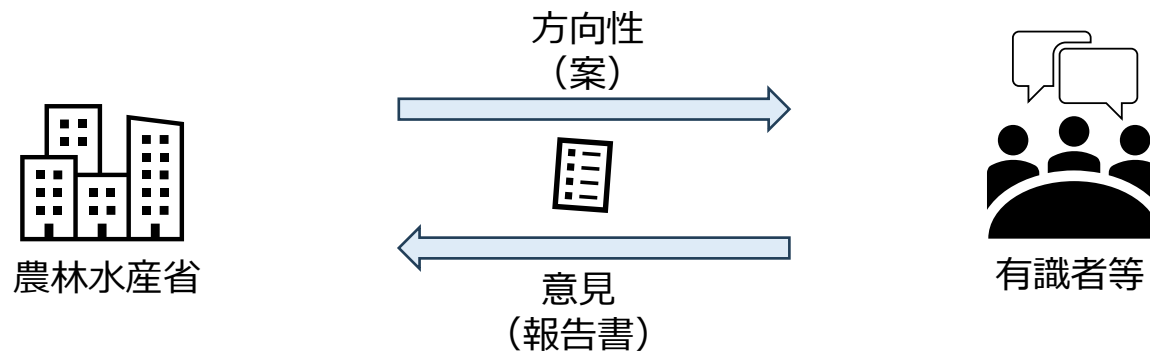
### 【主な結果】

| チェック項目                                                           | 「あてはまる」と「ややあてはまる」の合計割合<br>※ ( ) は「あてはまる」のみ |
|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1日1回以上、牛の飼養環境や健康状態を確認している。                                       | 99.2% (91.5%)                              |
| 除角は、角が未発達の時期（遅くとも生後2か月以内）に行い、それ以降は、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行っている。       | 60.4% (31.2%)                              |
| 去勢は、生後3か月以内に行い、それ以降は、なるべく早期に行うとともに、必要に応じて、獣医師による麻酔薬等の投与の下で行っている。 | 85.8% (64.1%)                              |
| 鼻環の装着後は過度に捻る等不適切な使用はしない。                                         | 99.3% (86.1%)                              |
| 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにしている。                      | 71.2% (40.1%)                              |
| 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備している。                         | 57.9% (24.0%)                              |
| 警報や発電機などの予備システムは、定期的に点検している。                                     | 59.7% (26.1%)                              |

# 今後の取組方針について

## 令和7年度

本格調査の結果に基づき、検討会で有識者の意見を聴取した上で、今年度内を目途に農水省で事項毎の達成目標（年）を設定・公表。



### 検討会で議論を予定していること

- 目標設定の考え方
- 本格調査の結果を踏まえた、達成目標（年）の「達成」の定義
- 来年度からの調査頻度

## 4. アニマルウェルフェアの向上に資する調査・研究

---

# 国の技術指針に沿った除角、去勢方法の検討

|     | 国の指針                    | 生産現場                         |
|-----|-------------------------|------------------------------|
| 除 角 | 生後2か月以内、以降は麻酔薬等を使用      | 実施する場合は肥育前期に無麻酔で行われることが多い    |
| 去 勢 | 生後3か月以内、以降は必要に応じ麻酔薬等を使用 | 離乳を終えた5, 6か月齢程度で麻酔し行われることが多い |

指針に沿った  
モデル動画を  
作成

(関係限定で公開)



1か月齢未満での鎮痛剤を利用した除角（摘芽）



3か月齢での鎮痛剤、局所麻酔を利用した除角



3か月齢での鎮痛剤、局所麻酔を利用した去勢

## 国内の関係資料調査

- 早期去勢子牛の発育が良好との論文
- 鎮痛剤を利用し去勢した子牛の発育が良好との発表

## 国内外の鎮痛剤等の承認状況の調査

- 海外でも牛用の鎮痛剤の承認は犬、猫に比べ少なく、早急な開発が全世界的に求められている

# 若齢去勢や鼻環装着が黒毛和種に及ぼす影響

## 本調査における若齢去勢の状況

1か月齢（19頭）、3か月齢（同）、対照（4～5月齢18頭）  
鎮静、局所麻酔下で観血法により実施  
治癒経過に明らかな違いなし、若齢期の方が傷口は小、  
暴れ具合も少ない



- 体重は28か月齢で3か月齢が対照より大きく、  
体高は24か月齢で3か月齢が1か月齢よりも優位に高かった。
- 尿石症、その他の発生に有意差なし。
- 枝肉形質は、バラの厚さが3か月齢で1か月齢に比べ厚かったが  
有意差なし。



## 若齢去勢が尿路系の発達および血液成分に及ぼす影響

- 10か月齢までの血液生化学データに去勢の影響と考えられる変化なし。
- 結晶中テストステロン濃度は去勢時まで増加するが有意差なく、10か月齢までに同じ値。
- 尿路系の測定では、陰茎の長さに関する測定値は若齢区が短くなる傾向があるが、太さ関係する測定値では細くなることもなく内周に有意差なし。

# 若齢去勢や鼻環装着が黒毛和種に及ぼす影響

## 鼻環装着および牽引／保定による肉用牛への影響

### 鼻環装着の影響評価（月齢間差）

- 黒毛和種雌牛（以下同じ）2～4か月齢23頭、12～14か月齢28頭
  - 鳥取鼻木を用い処置群では鼻中隔粘膜を貫通させ装着、対象群では鼻を貫通させない偽処置
- ↓
- 鼻舐め行動の回数、心拍数は月齢による差なし
  - 血漿中コルチゾール濃度の上昇は12～14か月齢で大きかったが30分以内に既定値に

### 鼻環装着の影響評価（方式間差）

- 2～4か月齢12頭に鼻木、9頭にワンタッチ式鼻環を鼻中隔粘膜を貫通させ装着
- ↓
- 各時点で平均値に差はなし（装着位置ずれでは異常値）。



鳥取鼻木



ワンタッチ式鼻環

### 鼻環牽引および鼻環による保定の影響評価

- 牽引については2～5歳10頭、保定については12～14か月齢26頭
  - 処置群は鼻環を通して、対照群は鼻環をとわず頭絡を装着し保定
- ↓

- 牽引では牽引力4kgで鼻舐め行動、頭振り行動、3kg以上で心拍数が有意に増加し、処置後血漿中コルチゾール濃度も上昇。
- 保定では、対象群と比べても心拍数やコルチゾール濃度の上昇なし。

ご清聴ありがとうございました。

---